

〈改訂〉大野市都市マスタープラン（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 案件名 〈改訂〉大野市都市マスタープラン（案）について
- (2) 募集期間 令和4年9月1日（木）から9月30日（金）までの30日間
- (3) 意見提出状況 提出意見：3件、提出者：2人、提出方法：書面1件・電子メール1件

2 意見の概要とその意見に対する市の考え方

No	意見の概要	回答（市の考え方）	修正箇所
1	特定用途制限地域を撤廃して、大規模店舗の誘致をしてほしい。	<p>本市では、商業・居住・福祉・文化などのまちの機能の郊外への分散を抑制し、まちなかへの誘導を図ることで、市民が集いやすく、小さくまとまったまちづくりを進めるために、用途地域外に特定用途制限地域の設定をし、大規模集客施設の建築を制限しています。</p> <p>中部縦貫自動車道の整備が進み、新たな開発を誘引し市街地の拡散に繋がることも予想されるため、コンパクトな都市の形成に向けた誘導施策の一環として、引き続き、特定用途制限地域を維持していきます。</p>	なし

2	<p>市街地の商店街は空き店舗が目立つので、伝統的町並み保存地区に指定して、観光向けに保存してほしい。</p>	<p>現在本市では、大野市景観条例に基づく景観形成地区内（七間通り、五番通り、寺町通り）に立地する住宅・店舗などの建築物について、通りの景観づくり協定にあった外観の修景や門・塀などの外構施設の整備に対し助成し、歴史的な街並みの保全、整備を行っています。</p> <p>今後、北陸新幹線の敦賀駅までの開業、中部縦貫自動車道の県内全区間の開通のチャンスを生かすために、観光振興、産業振興に戦略的に取り組むことが重要であり、その中で重要伝統的建造物群保存地区などの指定を必要に応じて検討していきます。</p>	なし
3	<p>Webサイトの充実とより効果のあるWebサイトの運用を求める。</p>	<p>本計画案は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、その実現に向けて、いただきましたご意見も参考にWebサイトなどを活用し、本市の魅力が十分に伝わるような情報発信に努めます。</p>	なし